

学校法人嘉悦学園 一般事業主行動計画

学校法人 嘉悦学園では、次世代育成支援対策推進法第 12 条第 1 項又は第 4 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 8 条第 1 項又は第 7 項の規定に基づき、以下のとおり一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和 4 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日

2. 目標と取組内容

目 標 教職員全体の所定時間外労働を月平均 20 時間以内とする。

取組内容 長時間労働者の実態調査

協定に定められた所定時間外労働時間の遵守

目 標 フレックスタイム制度を導入する。

取組内容 教職員のニーズ調査

職場代表者を含むワーキンググループによる協議を行う

目 標 女性教職員の採用を増やし、教職員に対する女性比率 40%を達成する。

取組内容 女性教職員の採用を積極的に行う

女性が少ない部門・職種への女性教職員の積極的な配置

以上